

# 海外出張者の税務セミナー

～ 必ず役に立つ最新動向:カナダ編 ～

主催： デロイト トーマツ税理士法人

共催： D e l o i t t e L L P

昨年に引き続き、デロイト トーマツ税理士法人は、Deloitte LLP トロント事務所の税務パートナーである Habib Meghjee の来日に伴い、カナダへの税務について 2015 年のアップデートを含む最新情報をお伝えすべく、下記要領にてセミナーを開催します。

近年カナダ税務当局が取り締まりを特に強化している出張者の税務については、実際に日本企業にも追徴事例が生じるようになってきています。その概要や知っておくべきポイント、新たに発表された規則についてご説明いたします。

グローバルマーケットの一般化に伴い、グローバル経営による海外への人材派遣の多角化が見られ、その形態も、出向や駐在に留まらず、出張ベースでの派遣の占める割合が大きくなっています。このような状況のもと、多くの企業が現地での税務コンプライアンス対応に苦慮しているのも実情です。頻出している世界の課税当局による役務提供 PE(恒久的施設)認定課税への対応策や海外出張者の管理方法についても解説します。

ご多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、ぜひともご参加くださいますようご案内申し上げます。

日時	2015年11月10日(火) 13:30～16:30 (13:00開場)
会場	東京国際フォーラム G602 住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-5-1 TEL：03-5221-9000 <a href="https://www.t-i-forum.co.jp/general/access/">https://www.t-i-forum.co.jp/general/access/</a>
定員	60名 ※同業者様のお申込みはご遠慮ください。 ※申込多数の場合には抽選とさせていただきますことを予めご了承ください。
受講料	無料
対象者	カナダに事業展開している企業の経理・財務・税務・人事ご担当者
テーマ	1. 海外出張者の PE(恒久的施設)認定課税の問題 2. カナダへの出張者に関する税務の規則とアップデート 3. 海外出張者の効率的な管理方法  ※日本語にて解説しますが、Q&A セッションでトロント事務所パートナーによる英語応答がある場合は逐次通訳します。 ※上記の内容および講演順序は、若干変更になる可能性がありますことをご了承ください。

<b>講師 (プロフィール)</b>	 <p><b>Habib Meghjee (ハビブ メグジ)</b> Deloitte LLP トロント事務所 グローバル エンプロイヤー サービス所属 パートナー、商学士、勅許会計士(カナダ オンタリオ州)、公認会計士(米国 イリノイ州)</p> <p>カナダと米国の個人所得税のプランニング、カナダ国内外の駐在員の税務コンプライアンス、企業エグゼクティブの報酬パッケージやタックスイコライゼーションのコンサルティングを専門とする。デロイト カナダに 1987 年入社。途中、ベルギーのブリュッセルに駐在し、ヨーロッパ諸国の企業への税務サービスに携わる。</p>
	 <p><b>伊藤 きょうこ</b> Deloitte LLP トロント事務所 グローバル エンプロイヤー サービス所属 マネジャー、米国税理士</p> <p>カナダ及び米国の個人所得税、給与税の経験 9 年。グローバルに展開している企業をアシストし、それらの企業のエグゼクティブ達の個人所得税、給与税コンプライアンスとタックスイコライゼーションのサービスに携わる。</p>
	 <p><b>Russell Bird (ラッセル バード)</b> デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 グローバル エンプロイヤー サービス所属 部門長、パートナー</p> <p>グローバル企業の国際人事異動に対し税務アドバイスを提供。 Deloitte London に入社し、2002 に赴任者として東京事務所へ出向、2005 年に GES 部門長として転籍。日系クライアントおよび日本にオフィスを構える外資系クライアントに対してグローバルモビリティ、人事管理及びタックスソリューションのサービス提供に幅広い経験を持つ。企業のグローバル化、個人所得税や人事案件の経験が豊富であり、企業内の赴任者にまつわる様々な作業及びペイロール業務のプロセス改善に注力している。</p>
	 <p><b>平井 和美</b> デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 グローバル エンプロイヤー サービス所属 パートナー、税理士</p> <p>1987 年から国際税務に携わり、97 年からアジア金融危機の発祥の地となったバンコクに駐在し M&amp;A 等の日系企業のクロスボーダー税務に従事。現在は、主として多国籍企業の海外人材派遣に際して生じるクロスボーダー税務に対し、戦略的な税務コンプライアンス体制の構築支援を行っている。恒久的施設(PE)や人件費負担にかかる寄附金の認定問題、国際的二重課税、企業エグゼクティブのグローバル報酬・株式報酬・退職金等に対し、戦略的な税務コンサルティングを展開。</p>
<b>申込方法</b>	<p>下記専用 URL よりお申し込みください。</p> <p><b>お申し込み URL:</b> <a href="http://www.deloitte.com/jp/semi2634">http://www.deloitte.com/jp/semi2634</a></p> <p>※上記 URL の本セミナー申し込みの際には、株式会社シャノンのサービスを利用しています。ご記入いただく内容は、SSL 暗号化通信により内容の保護を図っております。</p> <p>※過去にデロイト トーマツ グループ各社のセミナーにお申し込みいただいた方、または現在当グループのメールマガジンをご購読いただいている方は、ご設定済みの ID・パスワードで簡単にお申し込みいただけます</p> <p>※お申込みは 1 名様ずつのご登録が必要になります。</p> <p>※まだ ID・パスワードをお持ちでない方は、上記 Web サイトより、[新規ユーザー登録はこちら]をクリックし、ID・パスワードを設定してユーザー登録をしていただけます。その後、設定した ID・パスワードでログインしてセミナーにお申し込みください。</p>
<b>問い合わせ先</b>	<p>デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 セミナー運営事務局 (足立由紀子/児玉真津子)</p> <p>TEL: 03-6213-3913・3944/FAX: 050-3032-1505</p> <p>TEL: 03-6213-3800 (代表) email: tax-tokyo.seminar@tohmatso.co.jp</p>

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。